

11 税の減免や各種割引制度について

(1) 税金の控除及び減免

●自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

令和元年9月30日で「自動車取得税」が廃止され、令和元年10月1日から「自動車税環境性能割」「軽自動車税環境性能割」が導入されました。また、現行の「自動車税」「軽自動車税」の名称は「自動車税種別割」「軽自動車税種別割」に変わりました。

障害者が所有し自らが運転する自動車、又は障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転する自動車について、下記の要件を満たしている場合には税の減免が受けられます。

①減免の要件

自動車、軽自動車を既に所有している場合は4月1日時点、新しく所有する場合は登録日において、以下の要件を全て満たす必要があります。

区 分	本人運転	同一生計者又は常時介護者の運転
対象となる障害の範囲	90ページのとおり	
台 数	1台に限る	
自動車の種類	自家用に限る	自家用に限る。対象となるのは、 ・乗用車（乗車定員10人以下） ・貨客兼用車（最大乗車定員4人以上） ・キャンピング車
自動車の所有者（※1）	身体障害者本人	身体障害者（18歳以上） 身体障害児（18歳未満） 知的障害児・者 精神障害者
自動車の運転者	身体障害者本人	①生計を一にする親族（※2） ②障害のある人（単身又は障害のある人と生活を共にする人がある場合はその人も障害のある人（身体障害者手帳を有するものに限る））を常時介護する者（※3）
使用の内容	障害者本人が日常生活において使用するもの	通院、通学（園）、通所、通勤、生業、通所、帰宅、日常生活のための送迎を継続して日常的に行うもの（※4）

なお、軽自動車税種別割は、市町村によって取り扱いが異なります。

- （※1）所有権が留保されている場合（所有者が自動車販売会社等）は、使用者が障害者本人であること。
- （※2）障害者と同居の親族であること。別居の場合は、その親族が障害者と扶養の関係にあることが証明される場合（医療保険又は税）のみ対象になります。
- （※3）「常時介護者」とは、専ら障害者の通院等のために、障害者の所有する自動車を運転する者をいいます。
- （※4）障害者の通院・通学等のために、月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれることの証明書が必要です。また、使用目的を日常生活で申請する場合は、誓約書や直近1ヶ月の自動車運行実績が必要です。

②減免される額

ア 自動車税種別割

令和元年9月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車（※5）は51,700円）、令和元年10月1日以後に新車新規登録したものについては年税額限度と43,500円をして減免されます。

イ 軽自動車税種別割

全額

ウ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

自動車の取得価格（課税標準額）から300万円を控除します。取得価額が300万円を超える場合には、その超過した額に税率を乗じた額を納めていただきます。

なお、身体障害者等の運転や利用のために自動車に構造変更を行った場合には、それに要した費用を300万円に加算して控除します。（書類の提出が必要です。）

- （※5）地球環境を保護する観点による自動車税のグリーン化に伴い、新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して、概ね税額の15%を割り増しする制度。

新車新規登録からガソリン車、LPG車で13年、ディーゼル車で11年以上経過した自動車が対象。

③構造変更に対する減免

障害者が利用するための構造を有する自動車（車いす移動車、入浴車など）については、別に減免制度があります。

問い合わせ先

【自動車税種別割】

安芸県税事務所
TEL：0887-34-1161
中央東県税事務所
TEL：088-866-8510
須崎県税事務所
TEL：0889-42-2366
幡多県税事務所
TEL：0880-35-5974

【軽自動車税種別割】

市町村

【自動車税環境性能割】

高知県中央東県税事務所員駐在所
TEL：088-866-3705

【軽自動車税環境性能割】

全国軽自動車協会
連合会高知事務所
TEL：088-842-4311

1 1 税の減免や各種割引制度について

④減免申請書の提出

区 分	申請日（申請期間）	提 出 先
自動車税種別割（既に所有）	4月1日から納期限まで	県税事務所（中央西は除く）
自動車税種別割（新規登録）	新規登録日	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税種別割	各市町村にお問合せください	市町村
自動車税環境性能割	登録日（新規、名義変更等）	高知県中央東県税事務所員駐在所
軽自動車税環境性能割	登録日（新規、名義変更等）	全国軽自動車協会連合会高知事務所

【障害の範囲一覧表】

身体障害者（本人が運転する場合）

障害の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 害						
聴 覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害						
音 声 機 能 の 喪 失（喉 頭 摘 出 の み）						
上 肢 機 能 障 害						
下 肢 機 能 障 害						
体 幹 機 能 障 害						
脳 原 性 上 肢 機 能 障 害						
脳 原 性 移 動 機 能 障 害						
心 臓 機 能 障 害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこうまたは直腸の機能障害						
小 腸 の 機 能 障 害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝 臓 機 能 障 害						

身体障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

障害の区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視 覚 障 害						
聴 覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害						
音 声 機 能 障 害						
上 肢 機 能 障 害		2 級の1・2				
下 肢 機 能 障 害			3 級の1			
体 幹 機 能 障 害						
脳 原 性 上 肢 機 能 障 害		両上肢				
脳 原 性 移 動 機 能 障 害			両下肢			
心 臓 機 能 障 害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこうまたは直腸の機能障害						
小 腸 の 機 能 障 害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝 臓 機 能 障 害						

（※）軽自動車税種別割の減免について、詳しいことは各市町村にお問合せください。

知的障害児・者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

重度の知的障害児・者であって、障害の程度がA1・A2の療育手帳を持っている人。

精神障害者（同一生計親族または常時介護者が運転する場合）

精神通院医療の公費負担を受けており、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人。

1 1 税の減免や各種割引制度について

●その他の税の減免等

種 類	内 容		金 額	照会先
所得税	障害者控除	納税者自身又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合 ・一般の障害者 身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B 1・B 2、精神障害者保健福祉手帳 2～3 級 ・特別障害者 身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・同居特別障害者 同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する場合	所得控除 ・一般の障害者の場合 1人につき27万円 ・特別障害者の場合 1人につき40万円 ・同居特別障害者の場合 1人につき75万円	税 務 署 (16ページ参照)
住民税	障害者控除	障害程度は、所得税と同じです。	所得控除 ・一般の障害者の場合 26万円 ・特別障害者の場合 30万円 ・同居特別障害者の場合 53万円	市町村役場 (10ページ参照)
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税	
個 人 事業税	両眼の視力0.06以下の重度の視力障害者があんま・はり・きゅう等医療に類する事業を行う場合		非課税	県税事務所 (16ページ参照)
相続税	障害者控除	障害者が相続により財産を取得した場合 (満85歳未満の人)	(※ 1)	税 務 署 (16ページ参照)
贈与税	特定障害者(※)が特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を贈与により取得した場合 ※特定障害者とは次に掲げる方 ①特別障害者 ②特別障害者以外の障害者のうち精神に障害がある方		・①の場合 6,000万円まで非課税 ・②の場合 3,000万円まで非課税	
ゴルフ場 利用税	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(戦傷病者手帳、被爆者健康手帳も可) (非課税利用には、手帳の提示が必要です。)		非課税	中央東県税事務所 TEL:088-866-8500
利子等の 所得税と 住民税	「マル優」 預貯金、公社債、 投資信託等	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは障害年金等受給者	それぞれの元本の合計が 350万円までの利子等が 非課税	金融機関窓口 証券会社窓口
	「特別マル優」 国債、地方債		額面の合計が350万円ま での利子等が非課税	

(※ 1) 10万円×(85歳－障害者の年齢)の税額を控除

特別障害者の場合は、20万円×(85歳－障害者の年齢)の税額を控除

ただし、平成26年12月31日以前の相続開始の場合は、1年につき6万円(特別障害者の場合は、1年につき12万円)

1 1 税の減免や各種割引制度について

(2) 運賃割引制度

障害児・者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

J R 四国、とさでん交通、土佐くろしお鉄道ではミライロ I D が利用できます。

● J R ・土佐くろしお鉄道運賃

乗車券を購入する際、窓口で手帳を見せてください。

乗車券の購入は、原則として窓口を利用してください。

※12歳以上の障害者が12歳以上の介護者と一緒に利用する場合、近距離用の片道乗車券については、自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明します。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

療育手帳に「A」の表示のある方・・・第1種障害者

「B」の表示のある方・・・第2種障害者

精神障害者保健福祉手帳1級の方・・・第1種障害者

2、3級の方・・・第2種障害者

利 用 方 法		種 類	割 引 率
第1種障害者	1 単独で利用する場合 (片道100kmを超えて利用する場合に限る)	普通乗車券	5割引
	2 介護者と一緒に利用する場合	普通乗車券 普通回数乗車券	本人、介護者とも5割引
		定期乗車券	障害者は、通勤定期及び通学定期(割引前)の5割引、介護者は、通勤定期の5割引
第2種障害者	1 単独で利用する場合 (片道100kmを超えて利用する場合に限る)	普通乗車券	5割引
	2 12歳未満の障害児が介護者と一緒に利用する場合	定期乗車券	介護者の通勤定期乗車券に対してのみ5割引

※介護者は、1人だけ割引が受けられます。

※土佐くろしお鉄道には距離の制限がありません。

問い合わせ先

J R 四国

各駅窓口又は電話案内センター

TEL : 0570-00-4592

土佐くろしお鉄道

中村駅

TEL : 0880-35-4961

安芸駅

TEL : 0887-34-8800

1 1 税の減免や各種割引制度について

●電車・バス運賃（高知県内）

運賃を支払う際に手帳を見せてください。

高知駅前観光、とさでん交通、県交北部交通、高知高陵交通、高知西南交通、高知東部交通では、ミライロIDが利用できます。

【対象者】

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

第1種障害者／本人・介護者（1人）とも5割引

第2種障害者／本人のみ5割引

精神障害者保健福祉手帳

1級／本人・介護者（1人）とも5割引

2級・3級／本人のみ5割引

※一部バス会社で割引内容が異なります。

ICカード「ですか」については、「障がい者カード」や「障がい者介護用カード」を発行しますので、取扱い窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

※カードの有効期限（更新が必要です。）

- ・「障がい者カード」「障がい者介護用カード」 発行日から1年
- ・「小児用障がい者カード」 12歳の4月1日まで



●その他の船舶や私鉄等

割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問い合わせください。

●国内航空運賃

航空券販売所の窓口で、手帳を見せてください。

JAL、ANAではミライロIDが利用できます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上の方

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に顔写真の貼付がない方は、割引を受けられませんので、お住まいの市町村福祉担当窓口で手帳の再交付の手続きをしてください。

区 分	年 齢	適 用 範 囲	割引率
身体障害者	満12歳 以上	○本人が満12歳以上の場合 本人及び介護者（1人） が割引 ○本人が満12歳未満の場合 介護者（1人）のみ割引 (※)本人は小児運賃適用	各航空 券の料 金等、 諸条件 によっ て異な ります
知的障害者			
精神障害者 (※)手帳の有効期間内の搭乗分が割引の 対象となります。			

※満12歳未満の方の運賃については、通常の小児運賃の方が低料金となります。

●タクシー運賃

高知県内で乗車する場合、タクシー運賃が1割引になる制度があります。

【対象者】 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人

精神障害者保健福祉手帳を持っている人

（ただし、精神障害者保健福祉手帳による割引及び時間運賃制の場合の割引は、一部のタクシーのみ適用）

【利用方法】

乗務員に手帳を見せ、割引を受けてください。

※県外で利用する場合は、タクシー協会に確認してください。

問い合わせ先

各電車・バス会社

各航空会社

各タクシー会社

1 1 税の減免や各種割引制度について

（３）有料道路の割引制度 ※全国の有料道路会社で統一的に実施されています。

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、通勤・通学・通院等の日常生活活動において有料道路を利用する場合、事前に申請することで料金が割引になる制度があります。

※ 令和5年3月27日から1人1台要件が緩和され、事前登録していない親族や知人の車、レンタカー、車検時の代車、介護が必要な方がタクシーを使う場合なども、対象になりました。（タクシーの場合は予約時又は乗車前に割引を利用する旨を申し出て確認してください。）

【対象者】

障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳を持っている方（等級制限なし）
障害者本人以外が運転し障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち重度の方（身体障害者手帳：第1種、療育手帳：A1、A2）

【利用手続き】

お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で、障害者割引に係る事前申請を行ってください。
※ 令和5年3月27日から自動車の事前登録及びETC利用申請をする方は、高速道路会社によるオンライン申請が可能になりました。申請方法等は各道路会社ホームページをご覧ください。

【市町村窓口での新規申請に必要な書類】

※ 事前に各市町村の窓口にご確認ください。

	自動車登録する場合	自動車登録しない場合
① 障害者本人の手帳	○	○
② 登録する自動車の車検証等	○	×
③ 住民票等（本人、配偶者、同居の親族等か判断する場合）	○	×
④ 割賦契約書又はリース契約書（契約中の場合のみ）	○	×
⑤ ETCカード/ETC車載器セットアップ申込書・証明書等（ETC車載器の管理番号が確認できるもの）	○	×
⑥ 障害者本人の運転免許証（本人が運転する場合）	○	○

※ ⑤はETCを利用する方のみ

【自動車登録ができる車の範囲】

○車種要件

乗 用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象）
貨 物	後部座席が設置され乗車定員が4人以上～10人以下 ・乗車設備と荷台に仕切りがないもの ・乗車設備と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500kg以下のもの
特 殊	車いす移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車で、乗車定員が10人以下のもの
二 輪	総排気量が125ccを超えるもの

○所有者要件（車検証の「所有者の氏名」）

	本人運転	介護者運転
① 障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、同居の親族等	○	○
② 障害者本人を継続して日常的に介護している方	×	○

※ 割賦契約（ローン）又は長期リースの場合「使用者の氏名」が①②の場合は対象

【割引料金・割引有効期限】

○割引料金・・・通常料金の半額（ETC時間帯割引との重複適用はありません。）

○有効期限・・・新規や変更の場合、手続きが終了してから2回目の誕生日まで

更新の場合、手続きを終了してから3回目の誕生日まで（最長2年2か月）

【利用方法】

料金所で係員に料金を支払う場合は、手帳を見せて確認を受け、割引後の料金を支払ってください。ETCの場合は、登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入し、通行してください。

※ ETC登録には、3週間程度かかります。（ETCレーンでの割引のご利用が可能となる日が割引実施事業者から書面により通知されます。）

※ ETC料金所の点検及びETCの異常により開閉バーが開かないなど、ETCレーンを利用できない場合は、料金所係員が処理を行いますので、必ず手帳を携行してください。

※ ミライロIDが利用できます。（ミライロIDについては8ページをご覧ください）

問い合わせ先

市町村役場
（10ページ参照）
全国の有料道路会社

NEXCO西日本
<https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/>

有料道路でのミライロIDのご利用方法
<https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/articles/900005624323>

1 1 税の減免や各種割引制度について

(4) その他の減免等

●NHK放送受信料の免除

【対象者】

各種障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの条件に当てはまる人

	全 額 免 除 〔障害者の方を世帯構成員に有する場合〕	半 額 免 除 〔障害者の方が世帯主の場合〕
身体障害者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	①視覚・聴覚障害者
知的障害者		②重度の身体障害者（1～2級）
精神障害者		重度の知的障害者（A1、A2） 重度の精神障害者（1級）

●電話番号案内（104番号案内料）の無料扱い

対象の障害者手帳をお持ちの方は、事前登録により無料で番号案内が利用できます。
（令和8年4月以降は、受付電話番号が0120-104-565に変わります。）

【対象者】

①身体障害者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障害	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1、2級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級 （1級、5級はなし）
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	3級、4級 （1級、2級はなし）

②戦傷病者手帳を持っている人で、次のいずれかの障害がある人

区 分	戦傷病者等級表による級別
視覚障害	特別項症～第6項症
上肢障害	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2項症、第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	第1項症、第2項症、第4項症

③療育手帳を持っている人

④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

●携帯電話の料金割引

携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要です。

また、割引制度の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは携帯電話各社、または取扱店にお問い合わせください。

【対象者】・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

●点字郵便物の無料扱い

点字郵便物を郵送する場合、3kgまで無料となります。

①点字郵便物

②特定録音物等郵便物（オーテピア高知声と点字の図書館など日本郵便（株）指定施設との発受に限る）

●心身障害者用ゆうメール郵便物

身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受される郵便料金は以下のとおりです。

重 量	150g以内	250g以内	500g以内	1kg以内	2kg以内	3kg以内
料 金	92円	110円	150円	180円	230円	310円

問い合わせ先

ナビダイヤル

TEL:0570-077-077

※IP電話等をお持ちの方でナビダイヤルが利用できない場合は以下の電話番号をご利用ください

TEL:050-3786-5003

9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

TEL:0120-104-174

FAX:0120-104-134

平日9:00～17:00

（土・日・祝日及び年末年始を除く）

各携帯電話会社
または取扱店

各郵便局

各郵便局

1 1 税の減免や各種割引制度について

●聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック郵便物

聴覚に障害のある方と日本郵便（株）が指定する施設との間で、ビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受される郵便、及び大型の点字図書等を内容とする郵便料金は以下のとおりです。

60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

○サイズ区分

区分	3 辺計
60サイズ	60cm以内
80サイズ	80cm以内
100サイズ	100cm以内
120サイズ	120cm以内
140サイズ	140cm以内
160サイズ	160cm以内
170サイズ	170cm以内

●定期刊行物の低料第三種郵便物

内 容	重 量	料 金
心身障害者団体の発行する定期刊行物であり、発行人から差し出される郵便物	毎月 3 回以上発行する新聞紙	50g以内
		8 円
		50gを超える 1 kg以内、50gごとに
		3 円増
その他のもの	50g以内	15円
	50gを超える 1 kg以内、50gごとに	5 円増

●河川の遊漁料の減額・免除

障害者手帳を持っている人については、河川の遊漁料が減額または免除される場合があります。

割引の制度は各漁協により異なります。

●県立施設の入場料（使用料）の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者（1 名のみ）について、次の施設の入場料（使用料）が無料になります。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 懐徳館（高知城） | ⑫ 武道館 |
| ② 牧野植物園 | ⑬ 弓道場 |
| ③ 足摺海洋館 S A T O U M I | ⑭ 青少年の家（香北・幡多） |
| ④ 歴史民俗資料館 | ⑮ 青少年体育館 |
| ⑤ のいち動物公園 | ⑯ 高知青少年の家（利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が5割を超える場合に限り） |
| ⑥ 坂本龍馬記念館 | ⑰ 青少年センター |
| ⑦ 美術館（一部対象外あり） | ⑱ 室戸体育館（手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上に限り） |
| ⑧ 文学館（一部対象外あり） | ⑲ 春野総合運動公園（個人の施設使用料。手帳を所持する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上に限り） |
| ⑨ 高知城歴史博物館 | |
| ⑩ 県民体育館室内プール | |
| ⑪ 障害者スポーツセンター | |

※利用方法・・・各施設の入場券販売窓口で、手帳を見せてください。

問い合わせ先

各郵便局

関係各漁協又は高知県漁業管理課

TEL:088-821-4608

各県立施設